報

島

1

号外第1号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

福島県人事委員会

○市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則 正する規則 の一部を改

○市町村立学校職員の初任給、 ○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 部を改正する規則 昇格及び昇給等の基準に関する規則の

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

현 현

福 事 委員 会

に公布する。 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここ

福

平成三十年一月三十日

福島県人事委員会

今 野 順

委員長 夫

福島県人事委員会規則第一号

市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する

員会規則第五号) の一部を次のように改正する 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則 (昭和三十三年福島県人事委

とする。 第二条第三項を削り、 同条第四項中「前二項」 を 「前項」 に改め、 同項を同条第三項

附 則

この規則は、 公布の日 から施行する

(採用給与課

平成三十年一月三十日 昇格及び昇給等の基準に関する規則の 部を改正する規則をここに公布する。

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第二号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

五号)の一部を次のように改正する。 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 (昭和三十六年福島県人事委員会規則第

ては人事委員会が別に定めるもの)」 第九条第一項中「級別資格基準表」の下に「 を加え、 同条第二項を削る。 (級別資格基準表に定めのない級にあつ

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

人事委員会が別に定めるもの)」 第十八条中「級別資格基準表」の下に を加え、 同条ただし書を削り、 (級別資格基準表に定めのない級にあつては 同条に次の二項を加え

2 前項の規定により職員を昇格させる場合は、 その者の勤務成績が良好であることが

3 明らかでなければならない。 第二十条を次のように改める。 年数をもつて同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。 会が別に定めるもの)に掲げる必要経験年数又は必要在級年数の八割以上十割未満の るもののほか、級別資格基準表(級別資格基準表に定めのない級にあつては人事委員) 勤務成績が特に良好である職員に対する第一項の規定の適用については、別に定め

第二十条 削除

あつては人事委員会が別に定めるもの)」 第二十六条第一項中「級別資格基準表」の下に「 を加え、 同条第二項を削る。 (級別資格基準表に定めのない級に

| | | 1 /9(00 3 | - /100 H | / CPE II | | щ | <i>স</i> | +IX | | -37124 | , 1 . , | | |
|---------------|---------|-------------|-----------------|---------------|----------------|----------|-------------|--------|--------|------------------|------------------|--------|-----------------|
| _ | 表。 | | 改め、 | 33 | 八 の 五 | 65 | _61 | 65 | 級 の | を | 39 | 34 | 36 |
| _ | 表2級の | を | | | 五 の | 65 | 62 | 65 | 欄中 | 34 | 39 | 34 | 36 36 |
| _ | 欄中 | 33 | 別表第二十八の六の表2級の欄 | を | 表。 | | 62 | 65 | TT — | 35 | | 34 | 37 |
| _ | ++ - | | 第 二一 | | 表 2 級 0 | 65 | 62 | | 62 | | に改 | | 37 |
| | 78 | 34 | 十八の | | の欄 | 65 | 62 | 65 | 62 | 36 | <i>b</i> , | 35 | $\frac{37}{37}$ |
| $\overline{}$ | 79 | 34 | の六 | | 甲一 | 66 | 62 | 66 | 62 | 37 | 同 表 | 35 | 37 |
| _ | 80 | 35 | 表 | | 29 | 66 | 62 | 66 | 62 | 37 | 4 級 | 35 | 38 |
| _ | 81 | 35 | 2 級 | | 29 | 66 | 63 | 66 | 62 | | の 欄 | 35 | 38 |
| _ | 81 | 36 | の 欄 | | 29 | 66 | 63 | 66 | 63 | | 単 一 | | 38 |
| _ | 81 | 36 | 爭 — | 30 | 30 | 66 | 63 | 66 | 63 | 39 | 33 | 36 | 38 |
| _ | 81 | 37 | 34 | 30 | 30 | 67 | 63 | 66 | 63 | 39 | 34 | 36 | 39 |
| _ | 81 | 38 | 35 | 30 | 30 | 67 | 63 | 67 | 63 | 40 | 34 | 36 | 39 |
| _ | 82 | 39 | 36 | 30 | 31 | 67 | 63 | 67 | 63 | ∟ <i>l</i> . | 35 | 37 | 39 |
| _ | 82 | . <u> </u> | 37 | 31 | 31 | 67 | 64 | 67 | 64 | に改め、 | 35 | 37 | 39 |
| _ | 82 | に 改 め | 37 | 31 | 31 | 67 | 64 | 67 | 64 | | 36 | 37 | 39 |
| | 82 | . め、 . ロ | 38 | 31 | 32 | └ | 64 | 67 | 64 | 別表第二十八 | 36 | 38 | 40 |
| | | 表 | | 31 | | に改せ | | 67 | 64 | 第二十 | | 38 | |
| _ | 82 | 別表第二十八 | 38 | 32 | 32 | Ŕ | 64 | 68 | | 十八 八 | 37 | 38 | を |
| _ | 83 | - 八 | 39 | 32 | 32 | 表 | 64 | | 64 | の 四 | 38 | 39 | |
| _ | 83 | 。 ・ 七 | 39 | | 33 | 別表第二十 | 64 | を 「 | 65 | の 表 2 | 39 | 39 | 33 |
| | 83 | Ø | 40 | に | 33 | <u>+</u> | 65 | | 65 | 2 | | | 34 |
| | | 表 | | 51 | 60 | め、 | 欄 | の | 132 | | H.I | 82 | |
| | に改 | 1 級 | 62 | 55 | 62 | | 単 一 | 表 1 | 138 | 90 | 別表第二十九 | 83 | 83 |
| 附 | め | の 欄 | | 59 | | 同表3級の | 83 | 級の | 144 | 92 | 第二十 | 83 | 83 |
| 則 | る。 | 中一 | 66 | 63 | に改 | 級の | 86 | 欄中 | 150 | 93 | 十 九 | 83 | 84 |
| | | 101 | _ を | 65 | Ŕ | 欄中 | 89 | | | | <u>の</u> 二 | 83 | ・を |
| | | 102 | | · | 別表 | | 92 | | を一 | 95 | 一 の 表 1 | | |
| | | 103 | 58 | に改め、 | 別表第二十九の五の表1級の欄 | | 96 | | 118 | 」に改 | 1 級 | に 改 | |
| | | 104 | 60 | | 十九の | 56 | 100 | | 124 | 改 め、 | の 欄 | める。 | |
| | | 109 | 62 | 別 表 | 五 | 58 | 105 | 120 | 130 | | 单 _ | 0 | 78 |
| | | 114 | 64 | 別表第二十九の六の表 | 表 | 60 | | _ を | 136 | 別表第二十 | 85 | | 79 |
| | | 119 | 65 | 十九九 | 級の | 61 | を _ | | 141 | <u>二</u> 十 | 86 | | 79 |
| | | | 66 | の | 欄中 | 62 | 84 | 112 | 146 | 九の | 87 | | 80 |
| | | を | 67 | の裏 | | 63 | 88 | 116 | 151 | 九 の 三 の | 88 | | 80 |
| | | 102 | <u></u> ,∽ | 1 級 | 50 | 」 を | 92 | 120 | | 表 1 | 90 | | 81 |
| | | 102 | に改め、 | \mathcal{O} | 53 | ·c | | 121 | に改 | 級 | | | 81 |
| | | 104 | | 欄中 | 56 | 53 | 96 | | め、 | の欄 | 92 | | 81 |
| | | 106 | 表 | | 59 | 54 | 99 | に改め | | 中一 | 94 | | 81 |
| | | 108 | 別表第二十九 | 57 | 62 | 55 | 102 | Ø, | 表第二 | 117 | _ を _ | | 82 |
| | | 112 | 十 九 | 58 | | 56 | | 同 表 | 別表第二十九 | 122 | 86 | | 82 |
| | | 116 | の七 | | を | 58 | 」 に 改 | 同表2級 | Ø | 127 | 88 | | 82 |
| | | 120 | <i>の</i> | 60 | | | 改 | の | 四 | | | | |

号給については、

なお従前の例によることができる。

報

1 二十九の改正規定に限る。)による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する この規則は、 (以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用す 公布の日から施行し、この規則 (別表第二十八の改正規定及び別表第

2 整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定 料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給 (経過措置) 降号又は復職時等における号給の調

3 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表 受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を 調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認 の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の とするものとする。 号給については、 規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における による号給が改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下 改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給 「改正前の

(採用給与課)

則をここに公布する。 市町村立学校職員の初任給、 昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規

平成三十年一月三十日

福

福島県人事委員会

委員長 今 野 順

夫

(施行期日等

福島県人事委員会規則第三号

昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を

市町村立学校職員の初任給、

改正する規則 昇格及び昇給等の基準に関する規則

県人事委員会規則第十号) (人事委員会規則第十号)の市町村立学校職員の初任給、 一部を次のように改正する (昭和三十六年福島

に

66

125

に改める。

1 年四月一日から適用する。 昇給等の基準に関する規則 この規則は、 公布の日から施行し、 以下 「改正後の規則」という。) 改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び の規定は、 平成二十九

(経過措置)

- 2 は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規 整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調- 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給-の規定による号給とするものとする。
- 3 調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員 の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、 (個別に人事委員会の承認 新たに給料表

この規則は、

公布の日から施行する。

附

号給については、 受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日におけるを得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を なお従前の例によることができる。

(採用給与課)

福島県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の

部を改正する規則をここに公布する。

福島県人事委員会

委員長

今

野

順 夫 平成三十年一月三十日

のように改正する。 職員の任用に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十六号) 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 の一部を次

条ずつ繰り上げる。 第二十三条を削り、 第二十四条を第二十三条とし、第二十五条から第三十条までを

部を改正する規則をここに公布する。

(採用給与課)

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

警察官の任用の特例に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十七号)警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則

0)

福

福島県人事委員会規則第五号

島

平成三十年一月三十日警察官の任用の特例に関する規則の

上げる。 部を次のように改正する 第四条中第一号を削り、 第 一号を第一号とし、 第三号から第五号までを一号ずつ繰り

公布の日 から施行する

この規則は、 **附 則**

(採用給与課

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】 発行者 印刷所 島 긺 株式会社 第 印